

認可外保育施設集団指導

(居宅訪問型保育事業)
★虐待等 & 事故防止編★

虐待等 & 事故防止編

令和 7 年度の集団指導では、以下の項目について説明いたします。

- ・ 虐待、虐待と疑われる事案の発生防止
- ・ 午睡時の事故防止
- ・ 食事中の事故（誤嚥及び窒息）の発生防止
- ・ 屋外保育時（散歩等）の事故発生防止
- ・ 保育の環境設定

虐待、虐待と疑われる事案の 発生防止について

虐待等の考え方の整理

《虐待等の行為類型》

①身体的虐待

②性的虐待

③ネグレクト

④心理的虐待

※このほか、こどもの心身に有害な影響を与える行為を含め、虐待と定義する。

【引用：「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」

（令和5年5月 子ども家庭庁）】

職員によるこどもに対する虐待例

《①身体的虐待》

- ・首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、ご飯を押し込む、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的にこどもを病気にさせる行為
- ・打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為 など

【引用：「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」

（令和5年5月 子ども家庭庁）】

職員によるこどもに対する虐待例

《②性的虐待》

- ・下着のままで放置する
- ・必要の無い場面で裸や下着の状態にする
- ・こどもの性器を触るまたはこどもに性器を触らせる性的行為（教唆を含む）
- ・性器を見せる
- ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）
- ・こどもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行う
- ・ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せるなど

【引用：「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」

（令和5年5月 子ども家庭庁）】

職員によるこどもに対する虐待例

《③ネグレクト》

- ・ こどもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、体調を崩しているこどもに必要な看護等を行わない、こどもを故意に車の中に放置するなど
- ・ **こどもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）**
- ・ **おむつを替えない、汚れている服を替えないなど長時間ひどく不潔なままにするなど**
- ・ 泣き続けるこどもに長時間関わらず放置する
- ・ 視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらず保育を行う
- ・ 適切な食事を与えない
- ・ 別室などに閉じ込める、部屋の外に締め出す
- ・ 虐待等を行う他の保育士・保育教諭などの第三者、他のこどもによる身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する
- ・ 他の職員等がこどもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する
- ・ その他職務上の義務を著しく怠ること など

【引用：「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」

（令和5年5月 子ども家庭庁）】

職員によるこどもに対する虐待例

《④心理的虐待》

- ・ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど
- ・他のこどもとは著しく差別的な扱いをする
- ・こどもを無視したり、拒否的な態度を示したりするなど
- ・こどもの心を傷つけることを繰り返し言うなど（例えば、日常的にからかう、「バカ」「あほ」など侮蔑的なことを言う、こどもの失敗を執拗に責めるなど）
- ・こどもの自尊心を傷つけるような言動を行うなど（例えば、食べこぼしなどを嘲笑する、「どうしてこんなことができないの」などと言う、こどもの大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てるなど）
- ・他のこどもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う
- ・感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする など

【引用：「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」

（令和5年5月 子ども家庭庁）】

虐待等と疑われる事案(不適切保育)について

(「虐待等」と「虐待等と疑われる事案(不適切な保育)」の概念図)

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり

虐待等と疑われる事案(いわゆる「不適切な保育」)

虐待等

虐待

- 身体的虐待
- 性的虐待
- ネグレクト
- 心理的虐待

この他、こどもの心身に有害な影響を与える行為

- 不適切な保育の中には虐待等が含まれ得るものであり、不適切な保育自体が未然防止や改善を要するものであるとして、必要な対応を講じていく必要がある。
- また、こどもの人権擁護の観点から「望ましい」と考えられるかかわりができているかどうかといった、より良い保育に向けた日々の保育実践の振り返り等の取組は、不適切な保育や虐待等そのものへの対応とは峻別して、各保育所や自治体において取り組まれるべきものである。
- 重要なのは、日々の保育実践において、より良い保育に向けた振り返りが実施され、改善につながる一連の「流れ」ができていくことである。

【引用：「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」

(令和5年5月 子ども家庭庁)】

午睡時の事故防止

引用：認可保育施設における午睡中の死亡事例に関する検証報告書
(令和元年 8 月 5 日板橋区保育施設等における事故検証委員会)

◆提言

うつぶせ寝の危険性など睡眠時における必要な知識を再認識し、睡眠時の呼吸等の確認については、国のガイドラインや事業者のマニュアル等に則って適切に行うこと

- うつぶせ寝の危険性を認識し、医師等が仰向け寝以外を推奨する場合を除いては、**仰向け寝を徹底すること。**
- 寝返りが困難な乳児は、うつぶせ寝による窒息などの異常発生時に、自力で体勢を変えることが困難となる可能性もあるため、固めの寝具を使用するなど、寝具の安全性にも配慮し、日頃の点検を怠らないこと。
- タオルやぬいぐるみ等は、子どもの口を塞ぎ、窒息の要因となる可能性があることから、**午睡時に顔の周りには置かないよう徹底すること。**
- 保育従事者は、事業者が定めたマニュアル等が子どもの命を守るものだとして認識し、遵守すること。

◆提言

重大事故が発生しやすい睡眠中の保育について、その寝かしつけ方や日頃の様子などについては、十分に家庭と連携を図ること

○午睡に関しては、特に喫食状況や健康状態と同様に、**保育士と保護者との間での情報共有を綿密にし**、保護者から提供された情報は、保育従事者間においても十分に共有すること。

午睡時の保育に関する提言

《午睡チェックをきめ細やかに行い、記録する》

- ・ 午睡チェック表を作成しているか。
- ・ 午睡チェックの記録は十分か。※睡眠チェックは、0、1歳児は5分毎、2歳児は10分毎、3歳児以上は15分毎を目安に行い、その様子を記録できているか。
- ・ 重大事故が発生しやすい午睡中においては、特に、保育従事者が園児の身体の状態を細かく観察し、疾病や異常を早く発見し、発見したら、速やかに適切な対応を行う必要がある。
- ・ 観察にあたっては、園児の機嫌、顔色、皮膚の状態、体温、泣き声、全身症状など様々な視点から行う必要がある

重大事故発生時の適切な対応に関する提言

◆提言

重大事故発生時の対応マニュアルを作成し、マニュアルに基づいた訓練を実施すること

- 事業者は、重大事故の発生時はもとより、事故発生後の対応を含むマニュアルを作成し、保育施設では、マニュアルを実効性があるものとするため、あらかじめ職種や職員数に応じた役割分担を決めておくこと。
- 保育従事者は、重大事故発生時に決められた役割を果たせるよう、役割分担に応じた実践的な訓練を繰り返し行うこと。

また、事故を防止するために**ヒヤリハット簿**を作成し、活用するようにしてください。

食事中の事故（誤嚥及び窒息）の発生防止

食事中の事故（誤嚥及び窒息）の発生防止

◆適切な献立内容・調理方法に沿った食事を提供すること

- 献立には、給与栄養量、素材等を記入する。
- 乳児及び1歳以上3歳未満児の給食は、食材料の選定、調理方法等に配慮する。
- 誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去する。
- 食物アレルギー、障がいのある子ども等については、一人一人の子どもの心身の状況に応じた献立を作成する。

◆児童の状況に応じて配慮すること

かかりつけ医の指示や連携の下、保護者とも協力して適切に対応する。

食事中の事故（誤嚥及び窒息）の発生防止

◆認可保育園での事故（1歳）

- ・苦手な食材を少しでも食べられるようになってもらいたいため、好きな食材と交互に与えていた。
- ・当該児童に苦手なリンゴから食べさせた。
- ・口の端にあったリンゴを中央に持ってきて、ハンバーグを口に入れた時に泣き始め、体をのけぞらせるようにして嫌がる素振りをした直後につまらせてしまう。
- ・保育士が異変に気づき、応急処置を施す。すぐに119番通報し、病院に搬送されたが死亡確認。

◆認定こども園での事故（1歳）

- ・朝のおやつで個包装のチーズ（2.6cm×4.0cmの長方形、銀紙包装）を配膳。
- ・園児はそれを一口で口に入れた。しばらくすると泣き出し、詰まらせた様子が見られ、顔面蒼白、チアノーゼになり、反応が薄くなる。
- ・すぐに119番通報する。応急処置を続けたところ、意識が戻る。

食事中の事故（誤嚥及び窒息）の発生防止

◆誤飲等ヒヤリハット事例

（引用：令和２年度ヒヤリ・ハット調査「誤飲等による乳幼児の危険」調査報告書 令和３年６月 東京都生活文化局）

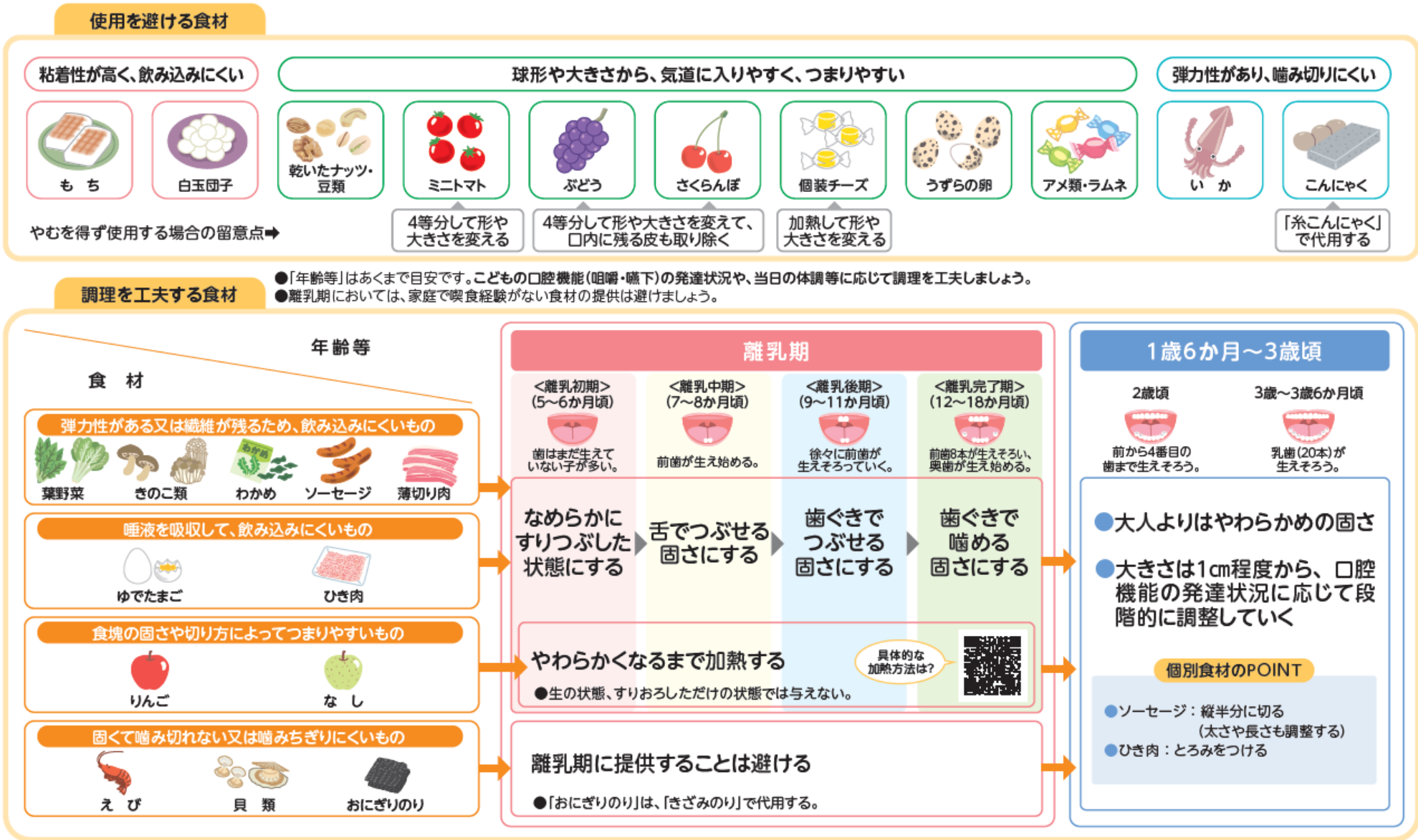
①飴の誤飲(男児・５歳)

飴を口に入れて直後に、牛乳を飲み、苦しそうに泣いた。背中を叩いたが飴は出てこなかった。救急車を呼び、受診したが、飴を飲み込むことができた。

②イカの誤飲(男児・４歳)

イカの刺身の筋が噛み切れず、口の中と食道に繋がった状態になり、飲み込めずに苦しんだ。すぐに口の中のイカを引っ張りすべて取り出した。

誤嚥事故防止のための食材整理表



誤嚥事故防止のための食事提供のポイント

食事提供のポイント



給食・おやつだけではなく、園庭での栽培活動や、季節の行事など、通常の食事提供とは異なる場面にも注意しましょう。(報告書付録を参照)



全ての食材が、誤嚥につながる可能性があることを知っておきましょう。

パンなど、ありふれた食材でも誤嚥事故が発生しています。



ゆとりある時間を確保して、よく噛んで食べるように伝えましょう。

無理に完食させようしたり、食事を急かすことは、誤嚥につながるおそれがあります。



食事の時は、水分を摂らせて、のどを潤すようにしましょう。

水分を摂取すると、食べ物が喉を通りやすくなり、誤嚥の予防になります。

正しい姿勢で食べることを伝えましょう

離乳初期



口を開けた時に、舌と床が平行となるように背もたれ等を調整しましょう。



食事中に「眠くなる」「怒る」「泣く」場合は、食事を中断しましょう。

眠くなった時の対応は?



上記の状態では、通常の咀嚼・嚥下ができないので、口の中に食べ物が残っていないか確認した上で、食事は中断しましょう。



「遊びながら」「しゃべりながら」食べないように伝えましょう。

口の中に食べ物が残ったまま遊んだり、しゃべったりすると、誤嚥につながるおそれがあります。



食事中は、こどもを驚かせないようにしましょう。

急に抱き上げる、口の中に指を入れるなどによって、驚いた拍子に口の中の食べ物を吸い込んで、誤嚥につながるおそれがあります。

離乳中期以降



- カバーやマット等を利用して、正しく座れるように工夫しましょう。
- 足の裏が床につく高さでイスに座らせ、机は肘がつく高さとし、正面を向くように調整しましょう。



ごはん、パン類、いも類、カステラは、特に以下のポイントに配慮しましょう。

POINT

- 水分を摂らせて、のどを潤してから提供しましょう。
- 口の中に詰め込みすぎないように注意しましょう。
- よく噛んで食べるように伝えましょう。



飲み込めずに口の中に残っているものがある時は、無理に飲み込ませず、吐き出させましょう。

無理矢理指を入れて取り出すのではなく、こどもが自分で吐き出すように伝えましょう。



食べ方に注意が必要な食材は、あらかじめ注意を呼びかけましょう。

「パパパサして飲み込みにくい」、「口の中でばらばらになりやすい」など、食材の特徴に合わせた注意を呼びかけましょう。



こどもから離れる時は、別の職員等に対応を引き継ぐようにしましょう。

対応を別の職員に引き継ぐ場合には、こどもの食事に関する特徴を伝えるようにしましょう。

離乳期のポイント



離乳期のこどもの介助をする時は、＜食事提供のポイント＞に加えて、以下のポイントにも注意しましょう。



こどもが慌てて食べないように、こどものペースに合わせて、食材を口に運ぶようにしましょう。

自らも落ち着いて介助に当たることができるように、ゆとりある時間を確保しましょう。



1回に口に入れる食材の量や大きさは、こどもの口に合うように調整し、詰めすぎないようにしましょう。

離乳初期の1回に口に入れる食材の量は、浅めのスプーン半分くらいを目安にして、その後は口腔機能の発達に合わせて調整しましょう。



口の中に食材が残っていないことを見て確認してから、次の一口を食べさせるようにしましょう。

屋外保育（散歩等）の事故発生防止

屋外保育（散歩等）の事故発生防止

全国的に置き去り事故の事故報告が非常に増えています。 保育園等の施設における事故とは事情が異なるかと思いますが、居宅訪問型保育事業者におかれましても、屋外での保育を行う際には十分注意するようにお願いいたします。

《安全管理の取り組み例》

◆散歩の経路等について、危険箇所等の点検を行っているか。

⇒目的地や経路について、事前に安全の確認を行い、保護者と情報を共有する等

◆必要な携行品を所持しているか、また、適切に作動するかについて確認を行っているか。

⇒携行品の例：救急用品、携帯電話、緊急連絡先リスト、防犯ブザー、ホイッスル、筆記用具等

◆現地（公園等）の状況確認

⇒構造物や植え込み等による死角の有無を確認する。

保育の環境設定

◆窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか

- 口に入れると咽頭部や気管が詰まる等窒息の可能性のある大きさ、形状の玩具や物については、乳児のいる室内に置かないことや、手に触れない場所に置くこと等を徹底する。
- 手先を使う遊びには、部品が外れない工夫をしたものを使用するとともに、その子どもの行動に合わせたものを与える。
- 子どもの誤嚥につながる物は髪ゴムの飾り、キーホルダー、マグネット、ビー玉や石などがある。身に着けている場合もあり、これらの除去については、保護者を含めた協力を求める。
- 窒息の危険性があつた玩具やこれまでに窒息事例があるものと類似の形状の玩具等については、施設・事業所内で情報を共有し、除去することが望ましい。

【引用：厚生労働省（平成28年3月）

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」】

御清聴ありがとうございました